

# ゴビンダ通信

No27

発行：無実のゴビンダさんを支える会  
事務局

Justice for Govinda

- Innocence Advocacy Group

August.15.2006

ささ<sup>え</sup>るかいのみなさんよこはま<sup>けいむしよ</sup> けむその なかから  
ナマステ!の ごあいさつを おくります。

みなさん かけんきですか? わたしは せいしん てきば  
あまりけんきないです。いちにちにかいせいしん あんてきい  
のくすりをのんでいます。このくすりをのまないと ようる ねむれ  
ないです。しかしさいきんおくすりのんでもまいにちねむそく  
ひがつづいていきます。ここおかなりあついです。けむその  
あつさをたまるないです。工場に五たいせんぶうきが あります  
たが ひろい工場 ですから かせをとどきません。あせをたば  
たば たがす たがす まいにちしごとを しています。けいむそ  
で たにも わるい こと したいで まじめに しごとを したから  
二年 "むちご" を せらった ことが あります。この むちご わ  
たたい きりつに ちかっ いまけつめ しごと している ひとたちには  
くたさいます。かいさくが たくさん せらえる かも しらない?  
きくの みきてさん わつき = かい めんかいに あしはこんで  
くたさいている そのようば おもいやり このかた 《ごの方》 に  
かんじ します。にほんご きょうい く わせんげつ = 七日で お  
わりました。ひろがたで かんたん な てがみを かいて やりとわり  
する ことを できるよに せりました。

みなさんにおねがい ことが あります。にっぽん いくみん  
きゆうなん かいのみなさんからも そめい あつめて さいばんしよ  
に たすて あげつて くたされば ありがたしい ことです。

みなさん わたしは わるい こと たにも せつて いたい ですよ  
そごが たにも ありません。にほんの さいばんしよが おかし  
です。 たすけて くたさい

けいむしよ  
よこはま けいむそにて。

でわまた。

むちごの、ゴビンダ! フォワード、マイナリ

平成18年7月19日。



## 面会報告

7月13日、ゴビンダさんの面会に行ってきました。身元引受人の客野さん、日本国民救援会の山田会長と一緒にです。2004年2月、ゴビンダさんのお兄さんであるインドラさんが来日したときに「ネパール語通訳」として同行して以来でしたから、私にとってはおよそ2年半ぶりの再会となりました。

真夏のように暑く、道中、冷房の有無が話題になりました。建て替え後の東京拘置所は少なくとも通路などでは冷房が効いているので房の中にも冷気が吹き込んでくるそうです。横浜では工場に扇風機があるだけと客野さんから伝え聞いたので、中での暑さは耐えがたいことでしょう。冬の寒さと夏の暑さはそれだけで拷問になるのではという気がするのです、何とかならないかと季節が変わるたびに思います。

ゴビンダさんの話では今はお風呂が週2回で、お風呂のない日は30秒のシャワーが週3回浴びれるようになったとのこと。新法の施行で若干改善したようです（今までは夏でも週3回の入浴のみだったはず）。言うまでもなく面会室や待合室は冷房が入っています。

2年ぶりのゴビンダさんの様子は外見以外は変わりなく、相変わらず「暑い中来てくださってありがとうございます」と気配りを見せていました。1週間ほど前に今日行くことを知らせるハガキを出したので、それが届いたかどうか聞いてみましたが、受け取っていたことがわかりました。これも新法施行の改善点で、親族や身元引受人以外の人物からの手紙が本人に届くようになったのは嬉しいことです。ただ、誰からの手紙でも必ず渡してもらえないわけではないようで、手紙が来ていることは知らされてもそれを受け取らせてもらえず、またそれが誰からのものなのかもわからない、と言っていました。

表面的にはゴビンダさんは中での暮らしにある程度適応しているかのように見えます。工場が無事故者に認定されたことはそのひとつでしょう。100人いる工場でゴビンダさんを含め3人しか選ばれていないとのこと。刑務所全体では1000人以上のうち、無事故者は30人もいないそうです。言葉のハンディがあることなどを考えるとこれは本当にすごいことで、そのまじめな態度には刑務官も好感を持っているとの印象を受けました。（ちなみに無事故者に認定されると月に1回映画を見れるそうです。）

面会に行った日はソフトボールの試合があったそうで、ゴビンダさんの工場のチームが勝っていると言っていました。ソフトボールはやらない、サッカーならやるんだけど、とも言いました。サッカー観戦の話とあわせて、そういえば前からサッカーが好きだと言っていたな、と遅まきながら思い出しました。

25分ほどの面会の間あれこれと話をしましたが、時折見せた悲しそうな表情から根本的なところは何も変わってはいないことを思い知らされます。「何も悪いことしていないのに、こんな所にいる。周りには指のない人とか、悪い人ばかり。夜もよく眠れません。」と言われると、本当に胸が痛みます。今までにも人づてでそう聞いていましたし、ゴビンダさんからの支える会宛てのメッセージでも読んではいましたが、本人を前にして直接聞かされるとあらためて重みを感じます。具体的に何をどうすれば道が開けるのか、この先どのくらい時間がかかるのか、はっきりしたことは教えてあげられませんが、それは誰にもわからないというのが現実です。それでも、あるいはだからこそ、小さなことでも自分にできることを少しずつ、根気強くやっていくことが大事なのだと思います。（熊野）

## 国民救援会が再審開始を要請する決議を採択

国民救援会の第53回全国大会が、7月29日～31日、滋賀県大津市で開催され、「東電 OL 殺人事件」の再審開始を要請する決議が、全員の拍手で採択されました。提案団体は、国民救援会中央本部、東京都本部、「無実のゴビンダさんを支える会」の3団体です。

山田善二郎会長にゴビンダさんが直接お送りしたメッセージ（初めて全文を平仮名で書いたもの）も、「支える会」作成のカラーリーフレット、署名用紙などの資料と一緒に、全国から集まった大会参加者に配布されました。

今回、ゴビンダ事務局からは、残念ながら大会に参加できる者がいなかったため、事前に決議（案）をお送りしただけで、決議や資料配布など、山田会長、瑞慶覧さんはじめ救援会の皆様方に全面的にお世話になりました。この場をお借りして深くお礼申し上げます。

大会決議の執行（つまり、この決議をもって東京高裁に要請に行くこと）について、日程等、具体的に決まったら、追ってお知らせがあるそうです。その時には、みなさまも、ぜひともご参加くださいますよう、お願いいたします。（客野）

### 「東電 OL 殺人事件」の再審開始を東京高裁に要請する決議

1997年に発生した、いわゆる「東電 OL 殺人事件」において有罪判決が確定したネパール人男性、ゴビンダ・プラサド・マイナリさんは、現在、貴法廷に対して、再審の申し立てをしています。

事件当時、被害者の遺体が発見されたアパートに隣接するビルに住んでいたゴビンダさんは、ビザの期限切れで別件逮捕され、全面否認のまま、強盗殺人で起訴されました。彼と犯行を結びつける物証や直接証拠は皆無であり、検察の主張は、状況証拠を都合よくつぎはぎしたものにはすぎません。

この事件は、発生当初こそ、被害者の特殊な事情が大きく報道されましたが、裁判が、一審無罪、控訴審で逆転有罪、上告棄却という特異な経過をたどる中で、被告人の冤罪性についても、広く世間に知られるようになりました。とくに、無罪後の再拘留を決定した同じ裁判長が、2年半の慎重な審理を経た一審無罪判決を、わずか8ヶ月のスピード審理により強引に覆したことは、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則に著しく反するものであり、法律関係者のみならず一般市民でさえ、決して納得できるものではありません。この事件に対する世間の関心が風化していないのも、そのためと言えるでしょう。

2003年10月、上告棄却により無期懲役刑が確定したゴビンダさんは、心ならずも横浜刑務所に下獄しましたが、今なお日本の裁判所を信頼し続けており、再審裁判によって晴れて無罪となり故郷に帰る日が一日も早く来ることを信じて、いつ終わるともしれない獄中生活に必死で耐えています。

貴裁判所が、2005年3月24日付の再審請求において提出した、新規明白な証拠にもとづき、確定判決を根本的に見直し、ただちに再審開始を決定されますよう、ここに要請いたします。

## 7月学習会報告 『激変する刑事裁判～公判前整理手続きの実態を検証する』

7月15日午後2時から渋谷区立勤労福祉会館で定例の学習会が行われました。開始直前、激変を予感させるような凄まじい梅雨の嵐に見舞われ、落雷によるJR線のストップなどで若干開始時間が遅れましたが、参加者20名で部屋を一杯にして開催されました。

講師の坂根真也弁護士は北千住パブリック法律事務所（東京弁護士会が設立した都市型公設事務所で敷居が高かった法律事務所を市民にも利用しやすくするという構想の市民のための法律事務所）所属の第3回季刊刑事弁護新人賞を受賞した新進気鋭の弁護士。自ら手がけた公判前整理手続事件（殺人・窃盗事案）の具体的な経過を追いながら、起訴（05年11月）から判決（06年4月）までの流れを解説しました。起訴から判決まで5ヶ月間のスピード結審。まさに激変に値する「裁判の迅速化」です。

この裁判の迅速化は刑事司法改革関連3法（裁判員制度・刑事訴訟法改正・総合法律支援）の柱をなすもので裁判員裁判では市民の負担を軽減するために必要的条件であることが条文化された事なども資料で説明されました。しかし、検察官・弁護士・裁判所が非公開で証拠や争点や証人や日程などが決定されるので様々な危惧や課題のある事も指摘されました。質疑でも、裁判官予断排除の原則が揺らがないか、公判が儀式化しないか、迅速化を求めるあまり、被告の防御権が阻害されないか、裁判で最も重要な公正さが失われる懸念もあるのではないかなど。とりわけ弁護士の力量や負担の問題、手続き終了後の新たな証拠請求の制限の問題などが出されました。坂根弁護士はそう言う課題は残っているけれども司法制度改革の全体的な観点に立ってみれば「公判前整理手続き」は評価出来るのではないかと、特に供述調書を含む証拠開示の幅が非常に広がったと結びました。（武蔵）

## 10月学習会のお知らせ（\*詳細は、チラシ同封）

日時 2006年10月7日（土）午後2時～4時  
会場 渋谷区立勤労福祉会館（第3洋室）  
内容 「再審をとりまく情勢と私たちのたたかい  
～ 国民救援会の支援運動の経験から」  
講師 小川国亜氏（日本国民救援会中央本部事務局次長）

## 事務局からのお知らせ

事務局会議：隔月第2火曜日 午後7時～9時 現代人文社：信濃町駅下車徒歩5分  
< 次回は9月12日（火）> 今年は「奇数月」となっていますのでご注意ください。  
ゴビンダさんに、暑中見舞いを出してあげてください。

[ 〒233-8501 横浜市港南区港南4-2-2 ゴビンダ・プラサド・マイナリ ]

### 無実のゴビンダさんを支える会 事務局

〒160-0016 東京都新宿区信濃町20 佐藤ビル201 現代人文社気付 TEL：080-6550-4669

e-mail：govinda@jca.apc.org ホームページ <http://www.jca.apc.org/govinda>